

解説



公正価値測定に関する新会計基準

米国財務会計基準審議会（FASB）国際研究員 かわにし やすのぶ 川西 安喜



はじめに

2011年5月12日、国際会計基準審議会（IASB）は、国際財務報告基準（IFRS）第13号「公正価値測定」を公表した。この会計基準は、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）による、いわゆるMoUプロジェクトの1つである公正価値プロジェクトの成果である。IFRS第13号は、2013年1月1日以後に開始する年度より適用しなければならず、早期適用が認められている。

本稿では、IFRS第13号について解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASBとIASBの公式見解は、それぞれのボードの

厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限定されている。

公表の背景

従前の国際財務報告基準（IFRSs）においては、いくつかの会計基準が、資産、負債、又は企業自身が発行する持分性金融商品について、公正価値測定又はこれに関する開示を要求又は容認していた。公正価値測定とこれに関する開示の規定は、それぞれの会計基準が開発されるたびに別個に検討され、多くの場合、その目的が明確になっていなかった。

その結果、どのように公正価値を測定するのかについて、指針を提供していない会計基準もあれば、多くの指針を提供しているものの、公正価値を参照する会計基準間でその指針が整合していないこともあった。IFRS第13号は、公正価値測定とこれに関する開示の規定を一元化することにより、これらの問題点を解決し、財務諸表の比較可能性を向上させることが意図されている。

目的

IFRS第13号を公表する目的は、次のとおりである。

- (a) 公正価値を定義する。
- (b) 公正価値測定のためのフレームワークを単一の会計基準において示す。
- (c) 公正価値測定に関する開示を要求する。

公正価値は市場に基づく測定値であり、企業に固有の測定値ではない。資産と負債の中には、観察可能な情報が、市場から入手できるものもあれば、そうでないものもあるが、いずれの場合であっても、公正価値測定の目的は同じである。すなわち、公正価値測定の目的は、現在の市場の状況の下で、測定日において、市場参加者間で行われる資産を売却（又は負債を移転）するための特異でない取引における価格を見積もることである。この価格は、資産を保有している（又は負債を負っている）市場参加者の視点でみた、測定日における出口価値を表している。

公正価値の定義は、資産と負債に注目している。資産と負債が、会計上の測定の主たる対象であるからである。これらに加え、IFRS第13号は、その規定を、企業自身が発行す

る持分性金融商品についても適用することを要求している。

範囲

IFRS第13号は、公正価値（売却費用控除後の公正価値等、公正価値に基づく測定値を含む。）の測定又はこれに関する開示を要求又は容認しているその他の会計基準を適用している場合に、これを適用しなければならない。

ただし、次の場合には、IFRS第13号の測定と開示に関する規定は適用されない。

- (a) IFRS第2号「株式に基づく報酬」の範囲に含まれる株主に基づく報酬取引。
 - (b) IAS第17号「リース」の範囲に含まれるリース取引。
 - (c) IAS第2号「棚卸資産」の正味実現可能価額やIAS第36号「資産の減損」の使用価値等、公正価値と類似点があるものの、公正価値ではない測定値。
- また、次の場合には、IFRS第13号が要求する開示が要求されない。
- (a) IAS第19号「従業員給付」に従い、公正価値により測定される制度資産。
 - (b) IAS第26号「退職給付制度による会計処理及び報告」に従い、公正価値により測定される退職給付制度投資。
 - (c) IAS第36号に従い、回収可能価額が処分費用控除後の公正価値により測定される資産。

IFRS第13号の公正価値測定のためのフレームワークは、公正価値を用いることが要求又は容認されているその他の会計基準を適用している場合、公正価値の当初測定と事後測

定の両方に適用しなければならない。

測定

(1) 公正価値の定義

IFRS第13号は、公正価値を次のように定義している。

公正価値とは、測定日における市場参加者間の特異でない取引において、資産を売却することによって受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう。

公正価値測定に当たり、企業は次のすべてを行わなければならない。

- (a) 測定の対象となる特定の資産又は負債を決定する（会計単位と整合させなければならない）。
 - (b) 測定の対象が非金融資産である場合、測定に最も適切な価値算定の前提を決定する（最高かつ最善の利用と整合させなければならない）。
 - (c) 測定の対象となる資産又は負債に関する主要な（又は最も有利な）市場を決定する。
 - (d) 測定に最も適切な評価技法を決定する（インプットを得るためのデータの入手可能性と、公正価値ヒエラルキーにおいてそのインプットが分類されるレベルを考慮しなければならない）。
- ここでインプットとは、市場参加者が資産又は負債の価格を決定する上で用いる仮定をいう。この仮定には、次のようなリスクに関する仮定を含む。
- (a) 価値算定モデル等、公正価値を測定する上で用いる特定の評価技法に内在するリスク。
 - (b) 評価技法へのインプットに内在

するリスク。

(2) 資産又は負債

公正価値は、特定の資産又は負債について測定される。したがって、測定日において資産又は負債の価格を決定する上で市場参加者が考慮する、その資産又は負債に関する特徴については、企業も、公正価値測定に当たり考慮しなければならない。このような特徴には、次のようなものが含まれる。

- (a) 資産の状態及び所在地。
- (b) 資産の売却又は利用について制約がある場合には、その制約。

認識又は開示を行うに当たり、資産又は負債について、単独の資産又は負債とみるのか、資産のグループとみるのか、負債のグループとみるのか、資産と負債のグループとみるのかは、その会計単位に依存する。資産又は負債の会計単位は、IFRS第13号に定めのない限り、公正価値測定を要求又は容認している会計基準に従い決定しなければならない。

(3) 取引

公正価値測定においては、現在の市場の状況の下で、測定日において資産を売却又は負債を移転する市場参加者間の特異でない取引において、資産又は負債が交換されることが仮定されている。このとき、資産を売却又は負債を移転する取引は、次のいずれかの市場において行われることが仮定されている。

- (a) その資産又は負債に関する主要な市場。
- (b) 主要な市場が存在しない場合には、その資産又は負債に関する最も有利な市場。

ここで、資産又は負債に関する主要な市場とは、その資産又は負債に関して、数量と活動量が最も多い市

場をいう。また、資産又は負債に関する最も有利な市場とは、取引コストと物流コストを考慮した後に、その資産を売却することによって受け取るであろう金額を最大化するか、又は、その負債を移転するために支払うであろう金額を最小化する市場をいう。

(4) 市場参加者

市場参加者とは、次のすべての特徴を有する、資産又は負債に関する主要な（又は最も有利な）市場における買い手と売り手をいう。

- (a) IAS第24号「関連当事者に関する開示」に定義する関連当事者ではなく、相互に独立している。ただし、企業が、関連当事者取引が市場の条件で行われたことについて証拠を有している場合には、その関連当事者取引における価格を、公正価値測定のインプットとして用いることができる。
- (b) 知識を有している。すなわち、利用可能なすべての情報（通常のデュー・デリジェンスによって得た情報を含むことがある。）を用いて、資産又は負債及び取引について合理的な理解をしている。
- (c) 資産又は負債に関する取引を行う能力がある。
- (d) 取引が強制されたものではなく、資産又は負債に関する取引を行う意思がある。

企業は、市場参加者が資産又は価格を決定する上で用いるであろう仮定を用いて、資産又は負債の公正価値を測定しなければならない。このとき、市場参加者は、経済的な意味で自らの最善の利益のために行動するものと仮定しなければならない。

(5) 価格

公正価値は、測定日における特異

でない取引において、資産を売却することによって受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいうが、直接的に観察可能な価格も、評価技法を用いて見積もった価格も、公正価値となり得る。

(6) 非金融資産への適用

① 非金融資産の最高かつ最善の利用

非金融資産の公正価値測定に当たっては、最高かつ最善の方法でその資産を利用するか、又は、最高かつ最善の方法でその資産を利用するであろうその他の市場参加者に売却することにより、市場参加者が経済的便益を生み出す能力を考慮しなければならない。

② 非金融資産の価値算定の前提

非金融資産が、その他の資産（又はその他の資産と負債）と組み合わせ利用した場合に、市場参加者に対して最大の価値をもたらす、それが最高かつ最善の利用となることがある。この場合、その非金融資産の公正価値は、それがその他の資産（又はその他の資産と負債）とともに利用され、それらその他の資産（又はその他の資産と負債）を市場参加者が入手できると仮定した上で、その非金融資産を売却する現在の取引において受け取るであろう価格として算定される。

これに対し、非金融資産が、単独で利用した場合に、市場参加者に対して最大の価値をもたらす、それが最高かつ最善の利用となることがある。この場合、その非金融資産の公正価値は、それを単独で利用する市場参加者に売却する現在の取引において受け取るであろう価格として算定される。

(7) 負債と企業自身が発行する持分

性金融商品への適用

① 移転に関する仮定

公正価値測定においては、負債又は企業自身が発行する持分性金融商品が、測定日に市場参加者に移転されるものと仮定される。

負債の移転に当たっては、負債は引き続き存在し、移転先である市場参加者が、義務を充足することが要求されるものと仮定される。したがって、負債は測定日において、取引の相手方と決済されたり、消滅したりすることがないものと仮定される。

企業自身が発行する持分性金融商品の移転に当たっては、持分性金融商品は引き続き存在し、移転先である市場参加者が、その持分性金融商品に関連する権利と義務を継承するものと仮定される。したがって、持分性金融商品は測定日において、解約又は消滅することがないものと仮定される。

② 移転するための市場価格が存在しない場合

同一の又は類似の負債（又は企業自身が発行する持分性金融商品）を移転するための市場価格が存在しないものの、同一のものを他者が資産として保有している場合には、企業は、その負債（又は企業自身が発行する持分性金融商品）について、測定日において同一のものを資産として保有する市場参加者の観点から、公正価値を測定しなければならない。

また、同一の又は類似の負債（又は企業自身が発行する持分性金融商品）を移転するための市場価格が存在せず、かつ、同一のものを他者が資産として保有していない場合には、企業は、その負債（又は企業自身が発行する持分性金融商品）について、負債を負っている（又は持分に対す

る請求権を発行した)市場参加者の観点から、評価技法を用いて公正価値を測定しなければならない。

③ 不履行リスク

負債の公正価値は、不履行リスクの影響を反映しなければならない。この不履行リスクには、企業自身の信用リスクも含まれる。不履行リスクは、負債の移転の前後で変わらないことが仮定される。

(8) 評価技法

企業は、公正価値の測定に当たり、その状況において適切であり、かつ、十分なデータが入手できる評価技法を用いなければならない。このとき、関連性のある観察可能なインプットは、最大限、利用し、観察不能なインプットの利用は、最小限に止めなければならない。

(9) 公正価値ヒエラルキー

① 3つのレベル

公正価値測定とこれに関する開示における首尾一貫性と比較可能性を高めるため、IFRS第13号は、公正価値を測定するための評価技法へのインプットを、3つのレベルに分類した公正価値ヒエラルキーを定めている。この公正価値ヒエラルキーでは、レベル1のインプットに最も高い優先順位を与え、レベル3のインプットに最も低い優先順位を与えている。

資産又は負債の公正価値を測定するために用いる複数のインプットが、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに分類されることがある。この場合、その公正価値の測定において重大なインプットの中で、公正価値ヒエラルキーにおける分類が最も低いレベルのインプットに基づいて、公正価値による測定値全体が分類されることになる。例えば、重大なイン

プットがレベル2とレベル3に分類される場合、公正価値による測定値全体は、レベル3に分類されることになる。

② レベル1のインプット

レベル1のインプットとは、企業が測定日においてアクセス可能な、同一の資産又は負債に関する活発な市場における(無修正の)市場価格である。活発な市場における市場価格は、公正価値に関する最も信頼性の高い証拠をもたらすため、IFRS第13号に定める例外を除き、公正価値を測定するために、これを修正せずに用いなければならない。

企業が単一の資産又は負債を保有しており、その資産又は負債が活発な市場において取引されている場合には、その資産又は負債の公正価値は、資産又は負債の単価に関する市場価格と、企業が保有する数量の積により測定しなければならない。この規定は、市場における通常の1日当たりの取引量が、企業が保有する数量を吸収するには十分ではなく、単一の取引によって保有数量をすべて売却したと仮定した場合に、市場価格に影響を与える可能性がある場合であっても適用される。

③ レベル2のインプット

レベル2のインプットとは、レベル1に含まれる市場価格以外のインプットのうち、資産又は負債に関して直接的又は間接的に観察可能なものをいう。レベル2のインプットには、次のようなものが含まれる。

- (a) 類似の資産又は負債に関する活発な市場における市場価格。
- (b) 同一の又は類似の資産又は負債に関する、活発ではない市場における市場価格。
- (c) 資産又は負債に関して観察可能

な、市場価格以外のインプット。
例えば、次のようなものが含まれる。

- (i) 一般的な間隔で観察可能な金利とイールド・カーブ
 - (ii) インプライド・ボラティリティ
 - (iii) 信用スプレッド
 - (d) 市場の裏付けのあるインプット。
- ④ レベル3のインプット

レベル3のインプットは、資産又は負債に関する観察不能なインプットをいう。

測定日において、資産又は負債に関して市場における活動がない場合等、観察不能なインプットは、関連性のある観察可能なインプットが存在しない場合にのみ、公正価値測定に用いなければならない。

観察不能なインプットを用いる場合であっても、資産を保有している（又は負債を負っている）市場参加者の視点で測定日における出口価値を測定するという公正価値測定の目的は、観察可能なインプットを用いる場合と同じである。したがって、観察不能なインプットも、資産又は負債の価格を決定する上で、市場参加者が用いる仮定（リスクに関する仮定を含む。）を反映しなければならない。

開示

企業は、次の両方を財務諸表の利用者が評価することができるよう、情報を開示しなければならない。

- (a) 当初認識後に、財政状態計算書において継続的又は非継続的に公正価値により測定されている資産又は負債について、それらの測定値を得るために用いた評価技法とインプット。

- (b) 重大な観察不能なインプット（レベル3のインプット）を用いる継続的な公正価値測定について、それらの測定値が当期の純損益又はその他の包括利益に与える影響。

おわりに


2006年9月、FASBは、財務会計基準書（SFAS）第157号「公正価値測定」を公表しており（現在では、FASBによる会計基準のコード化体系のTopic 820「公正価値測定」に組み込まれている。）、公正価値によって測定することが要求又は容認されている会計基準において、どのように公正価値を測定するのかについて指針を提供した。IASBがこのたび公表したIFRS第13号は、SFAS第157号に相当する会計基準をIFRSsに含めることを意図したものである。IASBと共同で審議を行う過程で、FASBも、米国会計基準を一部改訂すべきであるとの結論に至ったことから、FASBは、IASBによりIFRS第13号が公表された日と同じ日に、会計基準更新書（ASU）第2011-04号「Topic820公正価値測定：米国会計基準と国際財務報告基準における公正価値の測定及び開示に関する規定を共通化するための改訂」を公表している。IFRS第13号とASU第2011-04号の公表により、公正価値測定に関するFASBとIASBの会計基準は、実質的に収斂することになる。

〈参考文献〉

Financial Accounting Standards Board, *Accounting Standard Update No. 2011-04 "Fair Value Measurement (Topic 820): Amendments to Achieve Common*

Fair Value Measurement and Disclosure Requirements in U.S. GAAP and IFRSs," May 2011.

International Accounting Standards Board, *IFRS 13 Fair Value Measurement,* May 2011.

	教材コード	J 0 2 0 6 3 3
	研修コード	2 1 0 3 9 9
	履修単位	1単位